

つがる西北五広域連合病院事業出納取扱金融機関の指定

平成22年3月29日
告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、出納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行例（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

記

1. 金融機関の名称 株式会社みちのく銀行五所川原支店
2. 所在地 五所川原市字本町50番地
3. 事務の範囲 つがる西北五広域連合病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部
4. 指定年月日 平成22年4月1日